第２節　優先的更生債権

１　公租公課

⑴　確定債権

合計 150件	合計218,109,599円及び額未定 （内訳） 本税等　218,037,179円 更生手続開始決定日の前日までの延滞金等及び更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定の日の前日までの延滞金等 53,550円＋額未定 更生手続開始の日以降同日から起算して１年を経過する日までの間の延滞金等及び更生計画認可決定の日以降完納に至るまでの延滞金等　18,870円＋額未定	別表9―1

⑵　権利の変更及び納付方法

①　更生手続開始決定の日以降同日から起算して１年を経過する日（但し、その日までに更生計画認可決定があるときはその決定日）までの間の延滞金等及び更生計画認可決定の日以降完納に至るまでの延滞金等は、その全額の免除を受ける。

②　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等及び更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定の日の前日までの延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て免除を受ける。ただし、徴収する権限を有する者の同意を得られない部分があった場合は、その部分につき、本税等と一括納付する。

③　免除後の確定債権額については、別表９―１「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載のとおり更生計画認可決定日から３ヶ月以内に納付する。

２　労働債権

⑴　確定債権

合計８件	合計　23,184,517円 （内訳） 元本　23,184,517円 更生手続開始決定日までの利息・損害金等 0円 更生手続開始決定日以降の利息・損害金等 0円	別表9―2

⑵　権利の変更及び弁済方法

別表９―２「優先的更生債権納付計画表（労働債権）」記載のとおり、確定債権額を更生計画認可決定日から３ヶ月以内に一括して弁済する。

第３節　一般更生債権

１　確定債権

合計 331件	合計　17,475,303,496円 （内訳） 元本　17,328,708,173円 更生手続開始決定日までの利息・損害金等 146,595,323円 更生手続開始決定日以降の利息・損害金等 額未定	別表 10―1

２　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

⑴　権利の変更

①　確定した一般更生債権のうち、基準更生債権については、更生計画認可決定時に、一律90％相当額の免除を受ける。

ただし、基準更生債権額が50万円以下の場合は、免除を受けない。また、基準更生債権額が50万円を超え500万円以下の場合は、50万円を超える部分について全額免除を受ける。

②　確定した一般更生債権のうち、更生手続開始決定後（開始決定日当日分を含む）の利息及び損害金については、更生計画認可決定時に、全額免除を受ける。

⑵　弁済方法

①　確定した基準更生債権額が500万円以下の場合

免除後の基準更生債権額につき、平成21年12月末日限り、全額一括して弁済する。

②　確定した基準更生債権額が500万円を超える場合

ア　確定した基準更生債権額のうち3,000万円以下の部分

免除後の基準更生債権額につき、平成22年４月末日を第１回支払日とし、以下、翌年以降の各４月末日限り、10年にわたって、均等に分割して現金にて支払う。

イ　確定した基準更生債権額のうち3,000万円を超える部分

㋐　免除後の基準更生債権額の70％相当額（以下「現金弁済部分」という）を、平成22年４月末日を第１回支払日とし、以下、翌年以降の各４月末日限り、10年にわたって、均等に分割して現金にて支払う。

㋑　免除後の基準更生債権額の30％相当額を、更生計画認可決定日の翌月の応答日から３ヶ月を経過した日の属する月の末日までの間で、当社が裁判所の許可を得て決定する日において、第６章第１節２に従って、免除後の基準更生債権額５万円につき株式１株を発行して代物弁済する。

なお、免除後の基準更生債権額の30％相当額を５万円にて除した際に生じる剰余額（株式によって代物弁済することができない余りに相当する額）は、上記㋐に加算して現金にて弁済する。

また、更生債権者は、上記免除後の基準更生債権額の30％相当額につき、代物弁済として株式の割当を受ける権利の全部、又は、かかる権利のうち、第６章第１節２⑴に定めるＡ種類株式の割当を受ける権利のみを放棄することができる。この場合、一般更生債権者は、更生計画認可決定日から１ヶ月以内に当社に対して書面をもって通知するものとする。

ウ　更生債権の一部放棄による一括弁済

上記ア及びイにかかわらず、更生債権者が、更生計画認可決定日から１ヶ月以内に当社に対して、免除後の基準更生債権のうち50万円を超える部分を放棄する旨の書面による意思表示をした場合は、平成21年12月末日限り、放棄後の残額を一括して支払う。

３　停止条件付更生債権の権利の変更及び弁済方法

⑴　権利の変更

別表10―２「一般更生債権弁済計画表（停止条件付更生債権）」記載の停止条件付更生債権については、上記２⑴を適用して免除を受ける。この場合において、当該更生債権者が本停止条件付債権以外の一般更生債権の債権額を有している場合は、合算した金額を確定債権額とみなし、上記２⑴の区分を適用して免除を受ける。停止条件の不成就が確定したときは、不成就確定時に停止条件付債権全額について免除を受ける。

⑵　弁済の方法

上記免除後の金額については、停止条件が成就するまで弁済を保留する。停止条件が成就したときは上記２⑵に従い、上記２⑵①による債権者の場合には停止条件成就後最初に到来する弁済期日に一括弁済する。上記２⑵②による債権者には、現金弁済部分につき、停止条件成就後最初に到来する弁済期日の属する年から平成31年までの間の年数に応じて均等分割し、毎年４月末日に分割金を支払う。上記２⑵②イ㋑により、株式による代物弁済を行う必要がある場合は、裁判所の許可を得た上で、停止条件が成就したときから３ヶ月を経過する日の属する月の末日にこれを行うものとする。

第４節　弁済に関するその他の事項

１　弁済の場所等

更生計画による弁済は、当社本社にて行なう。債権者が銀行口座等への振込を求めたときはその指示に従い、振込費用は当社の負担とする。